

飯塚市身体障がい者福祉電話設置事業運営要綱

平成18年 3月26日

告示第18号

(目的)

第1条 この告示は、外出困難な在宅の重度障がい者に対し、身体障がい者福祉電話（以下「福祉電話」という。）を貸与することにより、当該障がい者のコミュニケーション及び緊急連絡手段の確保を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、飯塚市とする。

(貸与対象者)

第3条 福祉電話の貸与対象者は、次に掲げる要件をすべて満たす者で、市内に居住する外出困難な在宅の重度障がい者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として、福祉電話の必要性が認められるものとする。

(1) 身体障がい者手帳の交付を受けた満18歳以上の者で、障がい等級が2級以上であるもの

(2) 貸与対象者及びその属する世帯が、現年度（4月から6月までの申請にあっては、前年度）の市町村民税が非課税の世帯で、現に電話を所有していないこと。

(貸与の申請)

第4条 福祉電話の貸与は、申請によることとするが、前条の要件を満たす者で市長が必要と認めたときは、申請がなされない場合でも本人の同意を得て貸与することができるものとする。

2 福祉電話の貸与を希望する者は、福祉電話貸与申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(貸与の決定等)

第5条 市長は、第3条の要件を満たす者のうちから予算の範囲内において貸与の決定をするものとする。

2 市長は、前条の申請があった場合は福祉電話調査票（様式第2号）により調査し、福祉電話設置評価表（様式第3号）により要否を決定する。

3 貸与を決定した場合は、福祉電話貸与決定通知書（様式第4号）により申請者

に通知し、電話の設置を福祉電話設置依頼書（様式第5号）により西日本電信電話株式会社（以下「NTT」という。）に依頼するものとし、却下した場合は福祉電話却下通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（契約及び期間等）

第6条 貸与は、契約によるものとし、期間は契約を締結した年度の末日までとする。ただし、貸与期間の終了1箇月前までに、いずれか一方より意思表示がない場合は、貸与期間が終了する日の翌日から更に向こう1箇年の契約更新がなされたものとする。

- 2 借受人は、貸与された福祉電話の現状を変更することはできない。
- 3 市長は、貸与が決定した場合は、契約書（様式第7号）により契約を締結するものとする。

（経費の負担等）

第7条 福祉電話の設置及び移設に要する経費は、市の負担とする。ただし、福祉電話の貸与を受けている者（以下「借受人」という。）の都合により、貸与している福祉電話を移設するとき、その移設に要する経費は借受人の負担とする。

- 2 借受人が、都合により市内の他の場所に転居する場合は、福祉電話移設願（様式第8号）を市長に提出するものとする。
- 3 市長は、借受人から移設願を受理したときは、福祉電話移設依頼書（様式第9号）によりNTTに移設の依頼をするものとする。
- 4 借受人は、福祉電話の必要がなくなったときは、福祉電話返還届（様式第10号）を市長に提出するものとする。

（経費の区分）

第8条 福祉電話の維持に要する経費の区分は、基本料金の2分の1は市の負担とし、その他は借受人の負担とする。

（契約の解除）

第9条 市長は、借受人が次の各号のいずれかに該当した場合は、契約期間満了前においても貸与契約を解除することができる。

- （1） 第3条の要件を欠くこととなったとき。
- （2） 借受人から返還の申し出があったとき。
- （3） 負担金の納入を3箇月以上遅延したとき。
- （4） 借受人の世帯に変動があり、連絡手段が確保できたとき。

(5) その他市長が貸与を不相当と認めたとき。

第10条 市長は、前条の規定により福祉電話貸与の契約を解除した場合は、その残余期間について、第3条の要件を満たす他の身体障がい者に対し、福祉電話を貸与することができる。

(福祉電話の活用)

第11条 市長は、身体障がい者相談員及び民生委員等の関係機関の協力を得て、次に掲げる福祉電話の活用に努めるものとする。

(1) 電話による各種の相談及び助言

(2) その他必要と認められるサービス

(関係機関との連携)

第12条 この事業を実施するに当たって市長は、身体障がい者相談員、民生委員等の関係機関との連携を密にするものとする。

(補則)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年3月26日から施行する。

(適用)

2 この告示は、平成18年4月1日以後に係る事業に適用し、同日前に係る事業については、なお合併前の飯塚市身体障害者福祉電話設置事業運営要綱（昭和50年飯塚市告示）、飯塚市身体障害者福祉電話設置事業運営細則（昭和50年飯塚市）、筑穂町・身体障害者福祉電話設置事業実施要綱（昭和51年筑穂町告示）又は筑穂町・身体障害者福祉電話設置事業運営細則（昭和51年筑穂町）（次項においてこれらを「合併前の要綱等」という。）の例による。

(経過措置)

3 平成18年3月31日までに、合併前の要綱等の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号（第4条関係）

福祉電話貸与申請書					
					年 月 日
(あて先) 飯塚市長					
住 所 飯塚市					
氏 名 印					
飯塚市身体障がい者福祉電話設置事業運営要綱に基づく、福祉電話の貸与を申請します。					
対 象 者	氏名		男・女	生年 月日	年 月 日生
	住所	飯塚市			
	身体障がい 者手帳番号	県第	号	年 月 日交付	
	障がい名			障がい 等 級	の 級
世帯 の 状 況	氏 名	続柄	生 年 月 日	職 業	対象者に対する介護状況
貸与を希望する理由					
現在の介護の状況		1 住居内では介護 不要 必要 2 単独で外出 不可能 可能			
健康状態					
備 考					

様式第2号（第5条関係）

福祉電話調査票

調査日 年 月 日 調査員 印

氏名		生年月日	・	・	年齢	歳
住所	飯塚市					
世帯の状況	氏名	年齢	続柄	職業	課税状況	備考

※ 生活保護（医療単給を含む。）適用世帯は、課税状況欄に生保と記入すること。

1 住居の状況

- (1) 自家 (2) 民間借家 (3) 県・市公営住宅 (4) 借間 (5) その他

2 住居環境

- (1) 最も近い隣家との距離_____m
 (2) 最も近い公衆電話のある場所との距離_____m
 (3) 日常生活を営む上で、病院、買物、交通の便等全体的に環境利便は
 ① 大変良い ② 良い ③ 普通 ④ 悪い ⑤ 大変悪い

※ 大変悪い又は悪いに該当する場合はその理由

.....

.....

.....

3 健康状態

- (1) 持病あり（病名 _____） (2) なし
 ① 重い症状 ② 中程度 ③ 軽い

4 通院状況

- (1) 通院中（病院名 _____） (2) していない
 (3) この疾病のため過去入院したことがある

5 介護の状況

- (1) 常時受けている (2) 必要がない

※ 主に誰が介護しているか

続柄_____ 氏名_____

6 別居している扶養義務者の状況

- (1) 最も近距離の扶養義務者

続柄_____ 氏名_____ 電話_____

住所

※ この扶養義務者との日頃の交際は、(ある ・ なし)

7 本人の行(活)動状況

- (1) 隣家や最寄りの病院等には単身で往来できる
(2) 市役所や支所等には単身で往来できる
(3) 屋外の行動は全くできない

8 福祉電話の効果(調査担当者の判定)

- (1) 現状では、福祉電話はどうしても必要である
(2) 福祉電話はあることにこしたことはない
(3) 現状では福祉電話は役に立たないと思われ、他の措置等を必要とする
それは、

- (4) 不要

様式第3号（第5条関係）

福祉電話設置評価表

		内 容	点 数
世帯区分	年 齢	65 歳 ～ 69 歳	1
		70 歳 ～ 80 歳	2
		80歳以上及び障がい1・2級	3
	世帯区分	単身世帯	4
		世帯員あり ※障がい者及び高齢者	3
		世帯員あり ※障がい者及び高齢者以外	1
住 居	隣家との距離	10 m 以 内	1
		10 m ～ 50 m	2
		50 m 以 上	3
環 境	公衆電話との距離	50 m 以 内	1
		50 m 以 上	2
	日常生活での利便 病院、交通、買物等	大 変 良 い	1
		良 い	2
		普 通	3
		悪 い	4
健康状態	病 名	発作性の疾患 (心臓病等)	6
		血 圧、動 脈 硬 化 症 等	5
		その他の疾患	4
傷害区分	程 度	1 ～ 2 級	3
		3 ～ 4 級	2
		5 ～ 6 級	1

		内 容	点 数
健 康 状 態	病 状	重 い	3
		中 程 度	2
		軽 度	1
交 際 関 係 分	通院状況	通 院 中	2
		入 院 歴 有	1
交 際 関 係 分	介護	必 要	1
		扶養義務者の状況	な し
	扶養義務者との交際	あ り	3
		な し	5
	近隣者との交際	あ り	2
		な し	4
行 動 域	戸外行動について	あ り	1
		不 可	3
		近 隣 往 来	2
		役 所 等 往 来	1
該当点数合計			点

福祉電話の効果

- (1) どうしても必要 (25点以上)
- (2) あるにこしたことはない (20点～24点)
- (3) 不要 (19点以下)

※ 最高点数

老 人 47点
身体障がい者 50点

様式第4号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

飯塚市長

福祉電話貸与決定通知書

さきにあなたから申請のありました福祉電話につきましては、審査の結果、次のとおり貸与することに決定しましたので通知します。

1 貸与する福祉電話について

- (1) 電話番号 局 番（身体障がい者福祉電話）
(2) 電話設置日 月 日（ ）午後 時～ 時

※上記の日時にNTT 支店から電話の取付工事のため自宅に伺いますので必ず家にいてください。

様式第5号（第5条関係）

第 号
年 月 日

NTT 支店長 様

飯塚市長

福祉電話設置依頼書

標記について、休止電話として貴店保管扱いをしております電話のうち、1台について新規設置対象者に貸与したいので、設置していただきますようお願いいたします。

記

1 新規設置対象者（身体障がい者福祉電話）

氏 名 (歳)

住 所 飯塚市

(別添地図のとおり)

2 設置電話

局 番

様式第6号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

飯塚市長

福祉電話却下通知書

さきにあなたから申請のありました福祉電話につきましては、審査の結果、次の理由により却下しましたので通知します。

1 理 由

様式第7号（第6条関係）

契 約 書

飯塚市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、福祉電話の貸与について、次の条項により契約を締結する。

第1条 甲は乙に対し、 年 月 日から 年3月31日までの間、福祉電話を貸与するものとする。

2 前項の貸与期間の終了1箇月前までに契約当事者のいずれか一方より何らの意思表示のないときは、貸与期間が終了する日の翌日から更に向こう1箇年の契約の更新がなされたものとみなす。

第2条 乙は、貸与された福祉電話について善良なる管理者の注意をもって維持管理するものとし、当該福祉電話を他の目的に使用し、転貸し又は担保に供してはならない。

第3条 福祉電話の設置に要する経費は、甲の負担とする。ただし、福祉電話の維持に要する経費は、飯塚市身体障がい者福祉電話設置事業運営要綱第8条の規定によるものとする。

第4条 乙は、その責めに帰すべき理由により貸与を受けた福祉電話の全部又は一部を損傷し、又は滅失したときは、賠償しなければならない。

2 乙は、前項の規定による福祉電話の損傷又は滅失があったときは、直ちにその状況を甲に申し出るものとする。

第5条 乙は、福祉電話を必要としなくなったときは、速やかに甲に返還しなければならない。

第6条 乙が負担することになっている福祉電話の維持に要する費用の支払を3箇月遅延した場合は、契約を解除する。

第7条 甲は、乙が本契約に違反したとき又は福祉電話貸与の要件に該当しなくなったときは、直ちに契約を解除することができる。

本契約を証するため本書2通を作成し、双方署名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 飯塚市
上記代表者 飯塚市長

乙 飯塚市

様式第8号（第7条関係）

福 祉 電 話 移 設 願

貸与を受けています身体障がい者福祉電話 局 番について次の理由により移設をお願いしたいのでよろしくお取り計らいください。

理 由

年 月 日

（あて先）飯塚市長

旧住所

新住所

氏 名

様式第9号（第7条関係）

第 号
年 月 日

NTT 支店長 様

飯塚市長

福祉電話移設依頼書

標記については、市から貸与しています次の者が転居し、引き続き電話を必要としますので、これの移設についてよろしくお願ひします。

- 1 移設する福祉電話 局 番
- 2 被貸与者（使用者）
- 3 移 設 先 飯塚市
- 4 現在の設置場所 飯塚市

様式第10号（第7条関係）

福 祉 電 話 返 還 届

貸与を受けていた身体障がい者福祉電話（ 局 番）について、次の理由により契約書第5条の規定に基づき返還します。

なお、電話料金の未納分については、納入することを確約します。

理 由

年 月 日

（あて先）飯塚市長

返還者 住 所

氏 名

（本人以外は本人との続柄）

電 話

（本人以外）